

国民年金保険料の強制徴収の実施状況について（平成16年度着手分） 【平成17年3月末現在】

平成16年度における強制徴収については、平成16年10月以降、市町村から所得情報を得て、十分な所得や資産がありながら度重なる納付督促にも応じない未納者に対して、強制徴収を実施しているところである。

平成17年3月末現在の実施状況については、以下のとおりである。

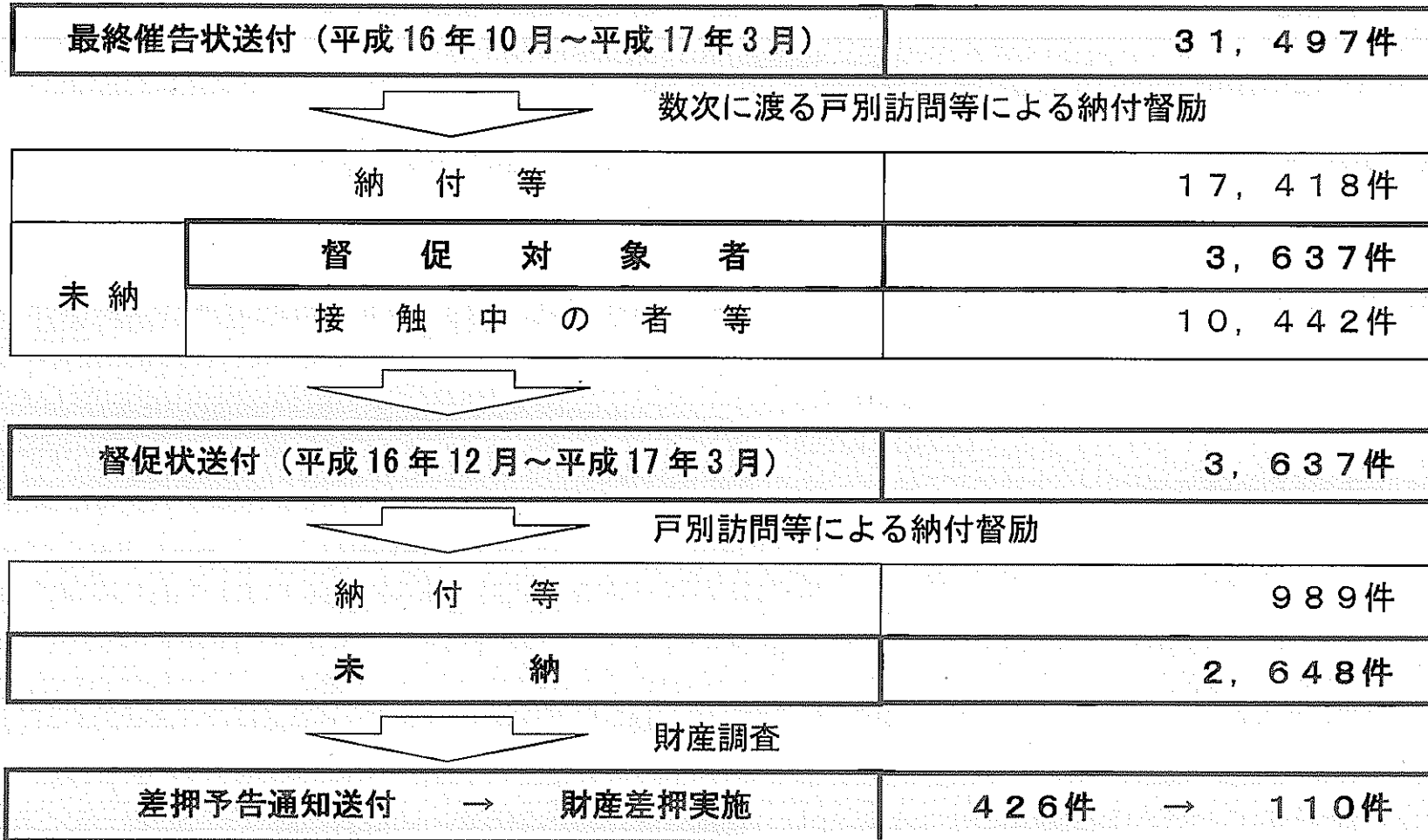
- | | |
|--------------|---------|
| ○ 最終催告状の送付件数 | 31,497件 |
| ○ 督促状の発行件数 | 3,637件 |
| ○ 差押の実施件数 | 110件 |

（注）上記の各件数は、平成17年3月末現在の件数であり、今後も引き続き、納付約束不履行などにより未納となっている者に対しては、督促状を発行していくこととしており、さらに、指定期限までに納付しない滞納者については、財産調査を実施した上で、差押執行等の滞納処分を実施していくこととしている。

強制徴収の実施状況について（平成16年度着手分）

（参考）

【平成17年3月末現在】



1. 最終催告状を送付し、戸別訪問により納付督促を行ったにもかかわらず保険料を納付しない滞納者や、納付約束をしながらもこれを履行しない滞納者に対しては、引き続き督促状を発行していくこととしている。
2. 督促状を発行し、更なる納付督促を行ったにもかかわらず、指定期限までに保険料を納付しない滞納者に対しては、今後も、財産調査を実施した上で、財産の差押え等の滞納処分を実施していくこととしている。